

資料-1

発注者支援業務・公物管理補助業務の業務概要について

＜資料構成＞

1. 発注者支援業務
2. 公物管理補助業務（河川関係）
3. 公物管理補助業務（道路関係）

この資料は、標準的な業務概要を示したものです。

詳しくは、今後入札契約手続きに入る各々の業務の入札公告、入札説明書及び特記仕様書によります。

この資料は、ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/>) に掲載します。

関東地方整備局

発注者支援業務

「積算技術業務」

「技術審査業務」

「工事監督支援業務」

積算技術業務の概要

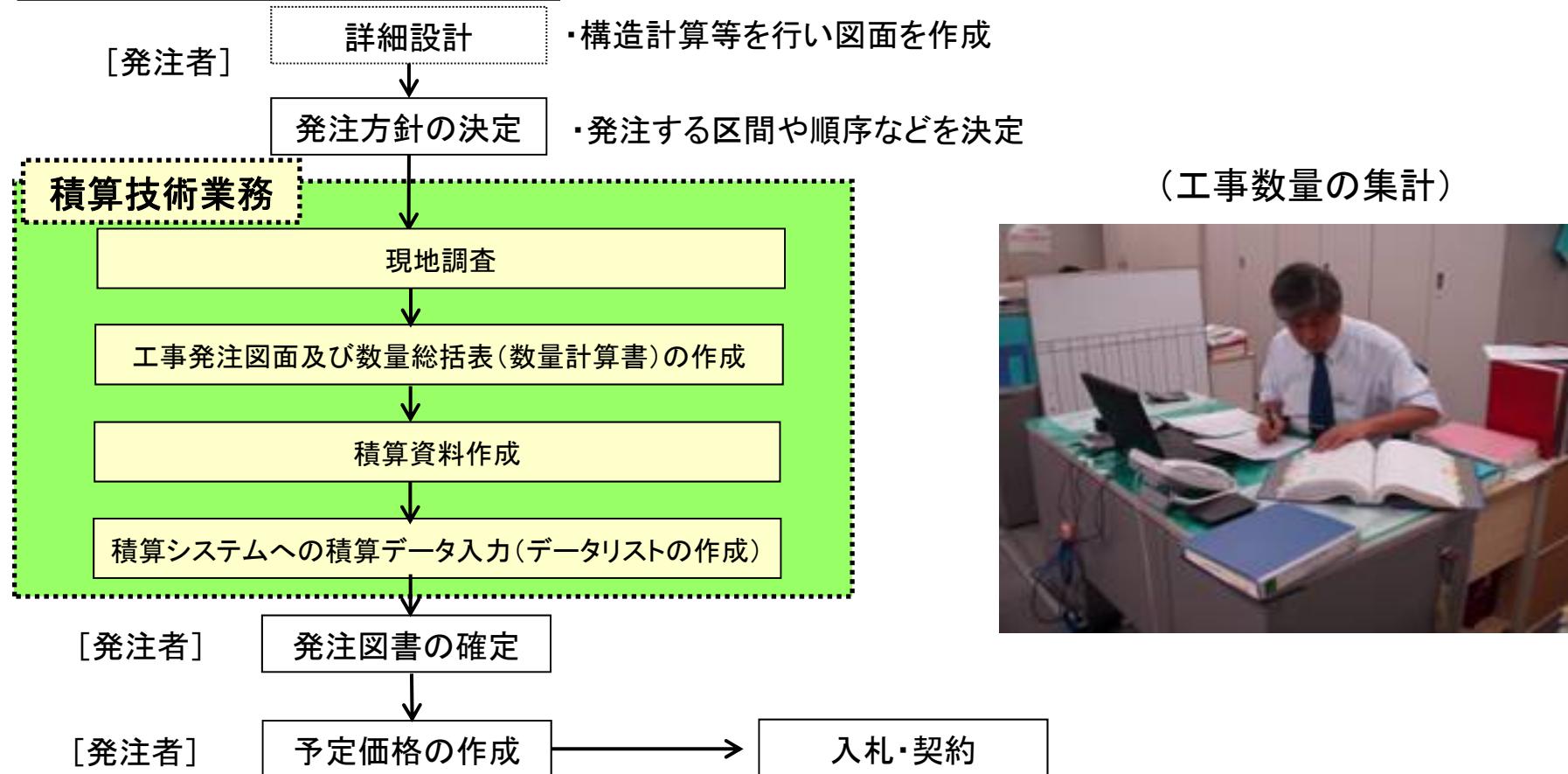
業務の目的

積算資料作成や積算データ入力を行い、円滑かつ的確に発注工事の予定価格を算出できるように支援する。

業務内容

- ① 積算に必要な現地調査
- ② 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成
- ③ 積算資料作成
- ④ 積算システムへの積算データ入力(データリストの作成)

業務概要(フロー)



技術審査業務の概要

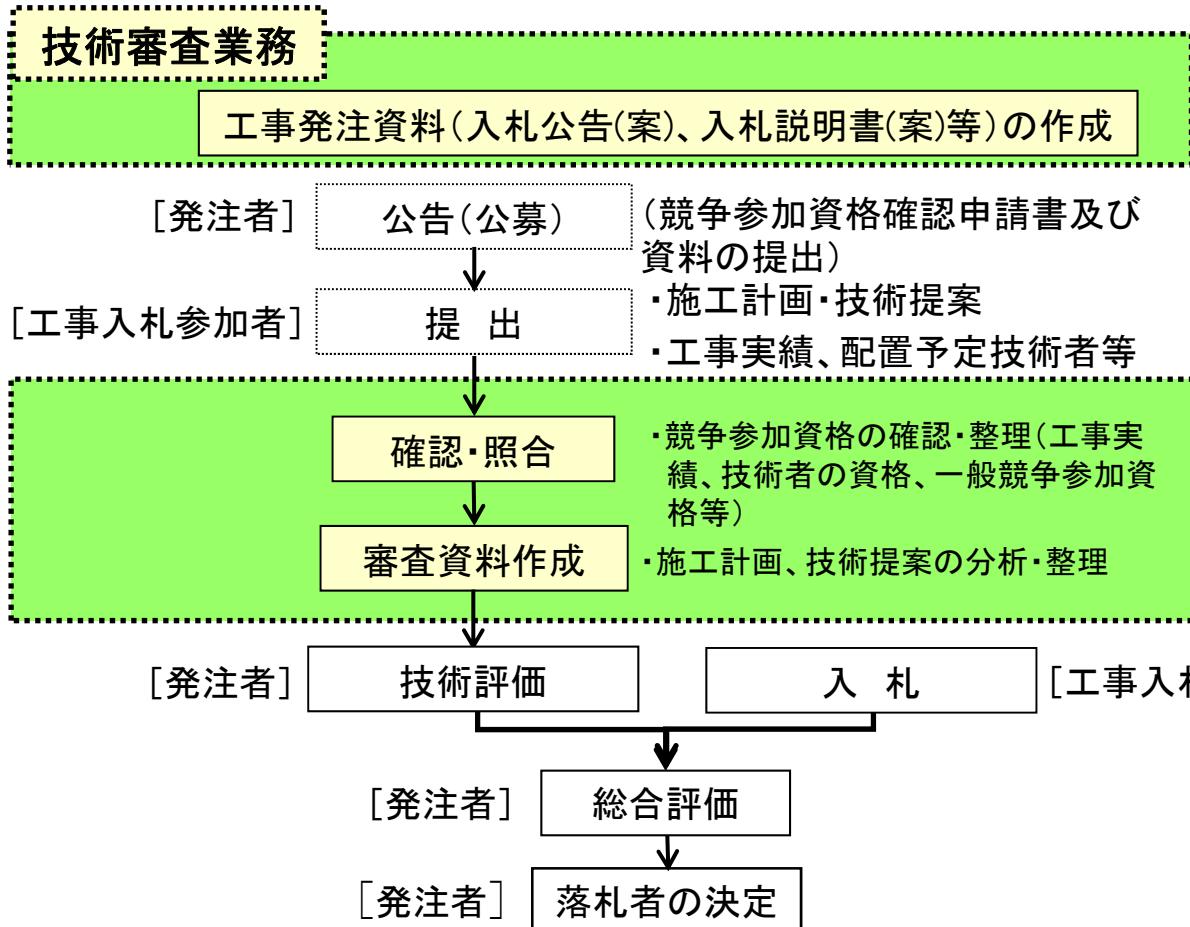
業務の目的

工事入札参加者から提出された競争参加資格確認申請書等の整理を行い、適切に技術評価ができるように支援する。

業務内容

- ①工事発注資料(入札公告(案)、入札説明書(案)等)の作成
- ②競争参加資格確認申請書等の分析・整理

工事入札契約手続きの概要

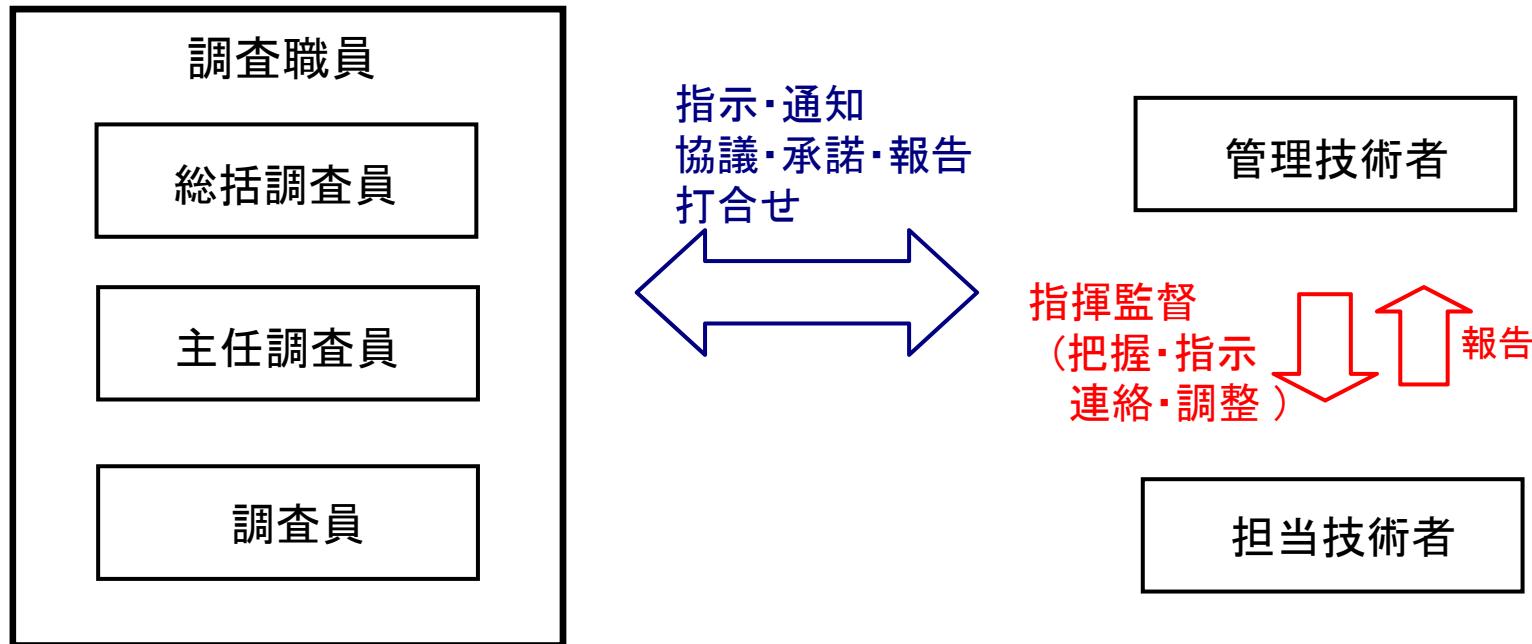


(審査資料の作成)



積算技術業務・技術審査業務の連絡系統

連絡系統



- (1) 業務は、対象工事毎の指示により、必要に応じて打合せ・協議のうえ実施するものであり、指示は調査職員から管理技術者に対して提出期限を付して行われる。
- (2) 担当技術者は、管理技術者の管理下のもとにおいて作業を行うものとする。

工事監督支援業務の概要

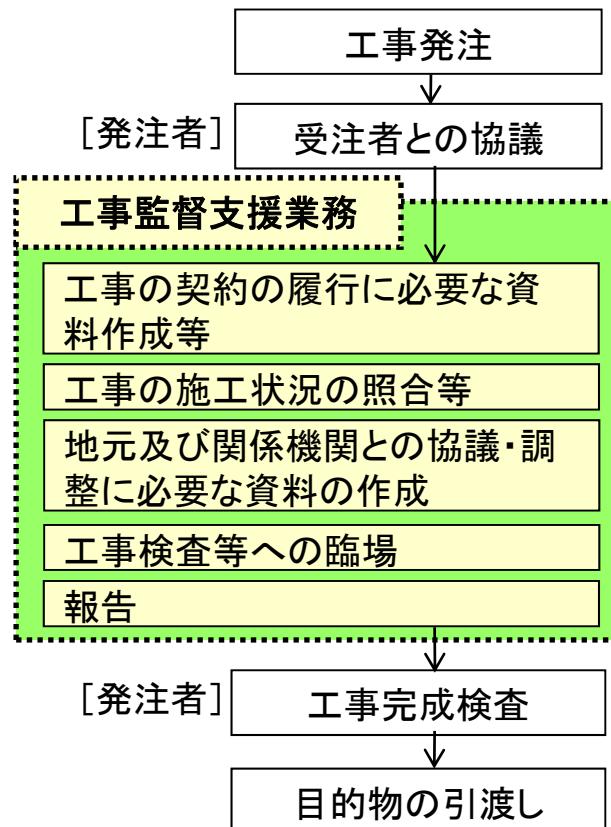
業務の目的

工事の施工状況の照合や履行に必要な資料作成を行い、発注工事の品質確保を図り円滑な履行ができるように支援する。

業務内容

- ①工事の契約の履行に必要な資料作成等
- ②工事の施工状況の照合等
- ③地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
- ④工事検査の臨場

工事の施工管理の概要



(根固めブロックの材料確認)



(河川護岸用かごマットの材料確認)

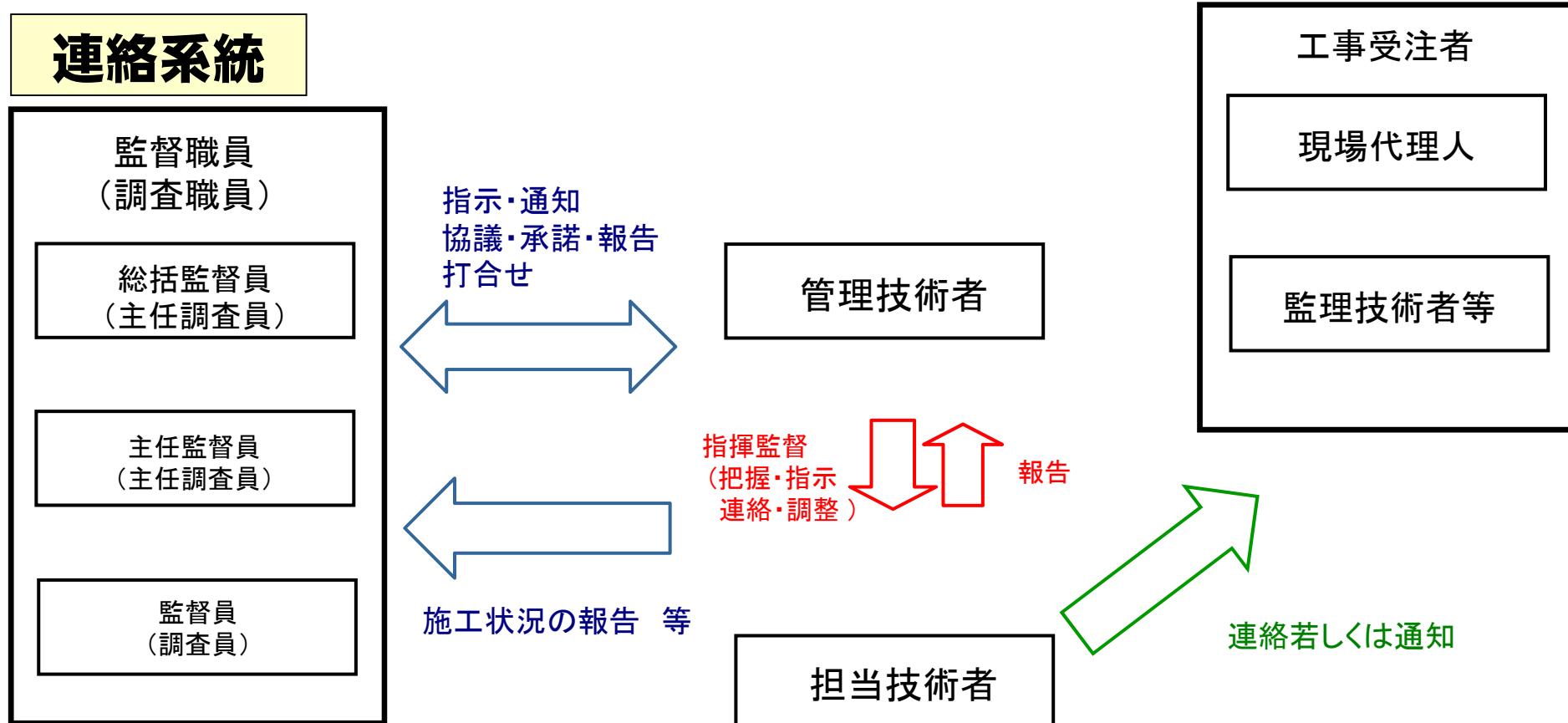


(現場状況の照合を実施)



(設計変更協議用資料の作成)

工事監督支援業務の連絡系統



※担当技術者は、管理技術者に指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるほか、工事受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。

※工事監督支援業務の調査職員と工事の監督職員は同一である。

公物管理補助業務(河川関係)

「河川巡視支援業務」
「河川許認可審査支援業務」
「ダム管理支援業務」
「堰・排水機場等管理支援業務」

公物管理補助業務の概要

<公物管理（河川関係）>

区 分	主 な 業 務 内 容
①河川巡視支援	河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域（河川区域、河川予定地、河川保全区域）を巡視することにより、その時の状況を把握し、堤防や堰、水門樋門、樋管等の河川管理施設の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録するとともに、必要な措置を講ずる業務
②河川許認可審査支援	河川法等に基づく河川等の適正な利用と管理を図るための、河川管理者の行う許認可等の審査・指導の支援
③ダム管理支援	ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援
④堰・排水機場等管理支援	堰や排水機場等の適正な管理を図るための、操作の支援、操作に必要な情報の収集及び点検

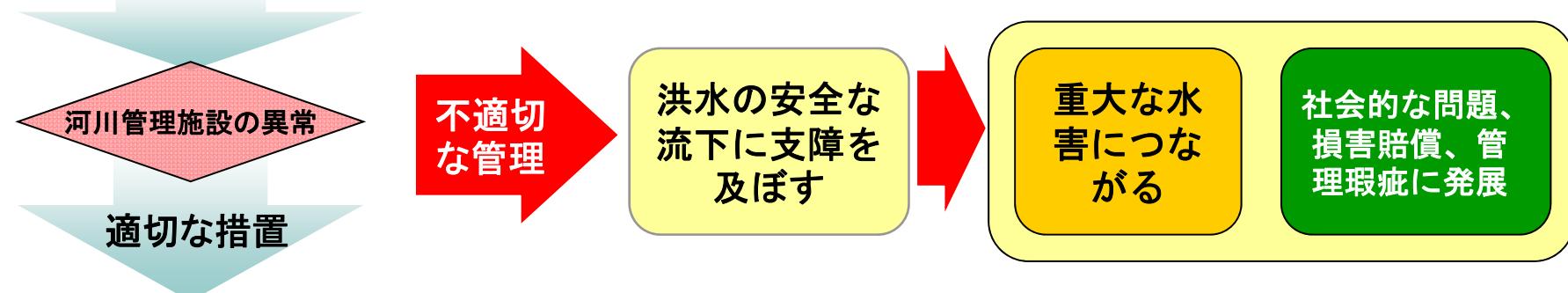
河川巡視支援業務

業務の目的・必要性

「河川は、公共用物であって、その保全、利用その他の管理は、洪水・高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるよう適正に行わなければならない。（河川法第1条、第2条抜粋）」と定められています。

河川を常時良好に保つための1つの手段として河川巡視を実施

- 違法行為の発見・報告
- 河川空間の利用状況の把握
- 施設の維持管理状況の把握
- 自然環境の状況の把握



流域住民に対して、安全で安心できる暮らしを提供します。

業務の具体的な内容

本業務は、河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域（河川区域、河川予定地、河川保全区域）を定期的に巡視することにより、その時の状況を把握し、堤防や堰、水門樋門、樋管等の河川管理施設の異常及び不法占用等の状況を正確に報告・記録するとともに、臨機な処置を講ずるものです。

巡視はパトロールカーからの目視を基本とし、必要に応じて徒步または船舶により行います。

違法行為の発見・報告

- ①流水の占用状況
- ②土地の占用状況
- ③土地の形状変更等状況
- ④ゴミ・汚水の排出の状況
- ⑤保全区域・河川予定地における状況 等

施設の状況の把握

- ①堤防の状況
- ②堰・水門等構造物の状況
- ③護岸・根固及び水制の状況
- ④許可工作物の状況
- ⑤河道の状況
- ⑥安全施設の状況 等

空間利用状況の把握

- ①河川敷ゴルフ等の危険行為の状況
- ②ラジコン・モトクロス等の利用状況
- ③不定住者等の生活の状況
- ④イベント等の利用状況 等

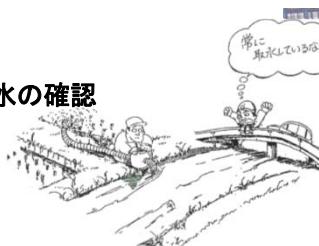
自然環境の状況の把握

- ①河川の水質に関する状況
- ②季節的な自然環境の変化
- ③自然保護上重要な生物の生息状況 等

異常の事例



不法取水の確認



施設の状況把握



安全利用の確認



パトロールカーによる巡視



構造物等の異常の発見



不法投棄物の発見

河川許認可審査支援業務

業務の目的・必要性

河川法等に基づく各種申請書類・届出の事前協議、整理、受付、審査の支援を実施します。

業務の具体的な内容

各種申請書類の受領、審査及び実施状況の確認



申請書類について、河川
関係法令等に基づく、審査
及び実施状況の確認

河川現況台帳等の補正・整備



河川現況台帳、付図、水利台帳、
不法占用台帳、構造物台帳 等
の記載、修正、整理 等

河川法23条(水利使用許可)

- 流水の量的使用(水利権)、水面の使用
- 水利施設等の審査及び確認

苦情申し立て等に係る現地立会



不法占用、不法取水、放置車両
等についての現地状況の把握

河川法24、26条(河川の占用、工作物設置の許可)

- 公園、広場、運動場等の面的利用
- ダム、堰、揚水樋管、揚水機場等の水利施設
- 橋梁、上下水道管、電線、排水施設 等

境界明示、確定に係る立会、審査等



河川区域と民地との境界について、
地元地権者と現地立会を行い、境
界の調査

河川法25、27条(土石等の採取、掘削等)

- 砂利採取、竹木の採取等の許可
- 土地の形状の変更

河川法20条(河川管理のための工事)

- 河川工事の申請受付、審査、書類整理

ダム管理支援業務

業務の目的

河川法第14条・特定多目的ダム法第31条に基づく操作等の適切な実施

業務の必要性

ダムの管理は、治水事業における国民の生命、財産を保護する重要な使命を担っています。



操作時の高い信頼性が必要

不適切な管理

重大な水害につながる

社会問題、損害賠償、管理瑕疵に発展



平常時における適切な日常管理

出水時におけるダム諸量等データ監視、安全巡視、情報連絡



下流住民に対して、安全で安心できる暮らしを提供します



堰・排水機場等管理支援業務

業務の目的

堰や排水機場の適正な管理を図るため、操作の補助及び点検業務等を実施します。

業務の具体的な内容

◆施設の状態監視

- 監視カメラ、堰柱、ゲート、管理橋及び橋脚他の施設監視、水位データ及び上下流河道等の環境状況の監視、管理所内電気機械設備等の状態監視を目視により実施します。



◆施設点検

- ゲート、管内電源設備等の点検及び記録の作成、整理をします。

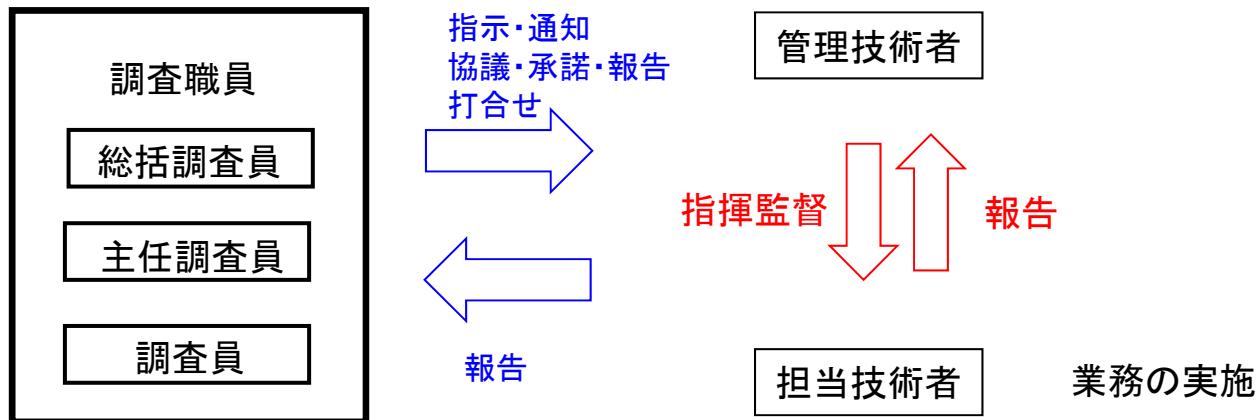


◆ゲートの操作補助

- 操作に必要な気象・水文データの収集、報告、整理及び稼働実績他の月報及び年報の整理、夜間・休日を含む出水時の迅速な対応等を実施します。



公物管理補助業務（河川関係）の連絡系統



担当技術者は管理技術者の管理下において業務を行う。

管理技術者の業務

- ・調査職員との連絡調整
- 調査職員との打合せ
- 調査職員との協議・報告
- ・業務全般に関わる技術的事項の把握
- ・業務全般における技術上・管理上の指導監督

担当技術者の業務

- ・管理技術者への連絡・報告
- ・河川巡視業務の実施
- ・ダム管理支援業務の実施

公物管理補助業務(道路關係)

「道路許認可審查・適正化指導業務」

道路許認可審査・適正化指導業務

業務の目的

関東地方整備局の道路関係事務所管内において、道路法に基づく各種申請等の審査・指導及び道路の不正使用・不法占用の指導取締り等の補助的業務を行うものであり、円滑な行政手続きにより適切な道路利用を推進することを目的とする。

業務の内容

1. 許認可審査業務

1) 道路法に基づく申請書類の受付及び審査等



【書類審査状況】

①道路法(第47条の2を除く)に基づく以下の事務に係る申請書類の受付及び審査(現地状況あるいは情報ボックス等の埋設状況の確認等含む)、書類作成並びに実施状況の確認を行い、その結果を報告する。

- a) 道路法第24条に基づく道路工事施工承認に関する事務
 - ・歩道切り下げ工事をはじめとする乗り入れ工事等
- b) 道路法第32条・第35条に基づく道路の占用の許可及び第39条に基づく占用料の徴収に関する事務
 - ・電柱、水道管、下水道管、ガス管及びその他の工作物・物件・施設等の占用物件
- c) 道路法第39条の2に基づく道路の占用及び入札の実施に関する指針策定に関する事務、利用ニーズの確認
- d) 道路法第22条、第58条に基づく道路損傷復旧に関する事務
 - ・交通事故等により道路に損害を与えた場合等

②道路境界明示、確認に係る現地調査、審査等について、国道区域(用地)と民地の境界における資料調査・現地調査を行い、境界を確認し、報告する。



【現地調査状況】

③道路法第47条の2に基づく特殊車両通行許可申請書に係る受付、特殊車両通行許可申請書の通行経路・通行車両等の確認及び許可条件付与等の審査、電算機への入力、書類の作成・整理等を行い報告する。



【申請書類の確認状況】

④取付協議に係る受付、審査、実施状況の確認等について、他の道路が取り付くうえで必要となる、事前打ち合わせ、協議書の受付、審査(現地状況の確認等含む)、書類作成並びに実施状況の確認を行う。

⑤その他道路管理上必要となる各種業務について、河川、砂防及び鉄道等の占用・使用更新手続きの書類作成や沿道開発に係る都市計画法第32条の協議あるいは沿道掘削の事前確認を行い報告する。

2) 苦情申立(行政相談)等に係る受付、伝達、現地立会

道路管理に関する苦情申立(相談者)等に対し、内容確認を行い、必要に応じ申立者等と現地の状況把握を行い報告する。

3) 許認可審査に係る各種台帳、台帳附図等の整備

道路法に基づく道路台帳及びその他道路管理上必要な図面類の点検、修正等を行い、その結果を報告する。



【道路台帳の修正】

4) 災害時等緊急時における業務

地震災害、風水害、雪害等の災害発生及び恐れがある場合など緊急時ににおいて、上記の1)及び2)に係る業務について対応するものとする。

2. 適正化指導業務

1) 道路法に基づく指導取締り等

①道路の不正使用、不法占用等に係る指導取締り

道路区域内における未承認工事、不許可看板などの不法占用物件又は放置自転車等の状況把握、対象者への道路法等の関係法令の説明及びそれらの記録を行い報告する。



【放置自転車等の状況把握】

②特殊車両の通行に係る指導取締り

特殊車両指導取締りにおいて、対象車両の諸元(重さ、長さ、高さ、幅)を計測し、車両運転手が携帯している通行許可書との内容を照合し、車両制限令に違反している場合はその状況を関係書類に記録し報告する。



【指導取締り状況】

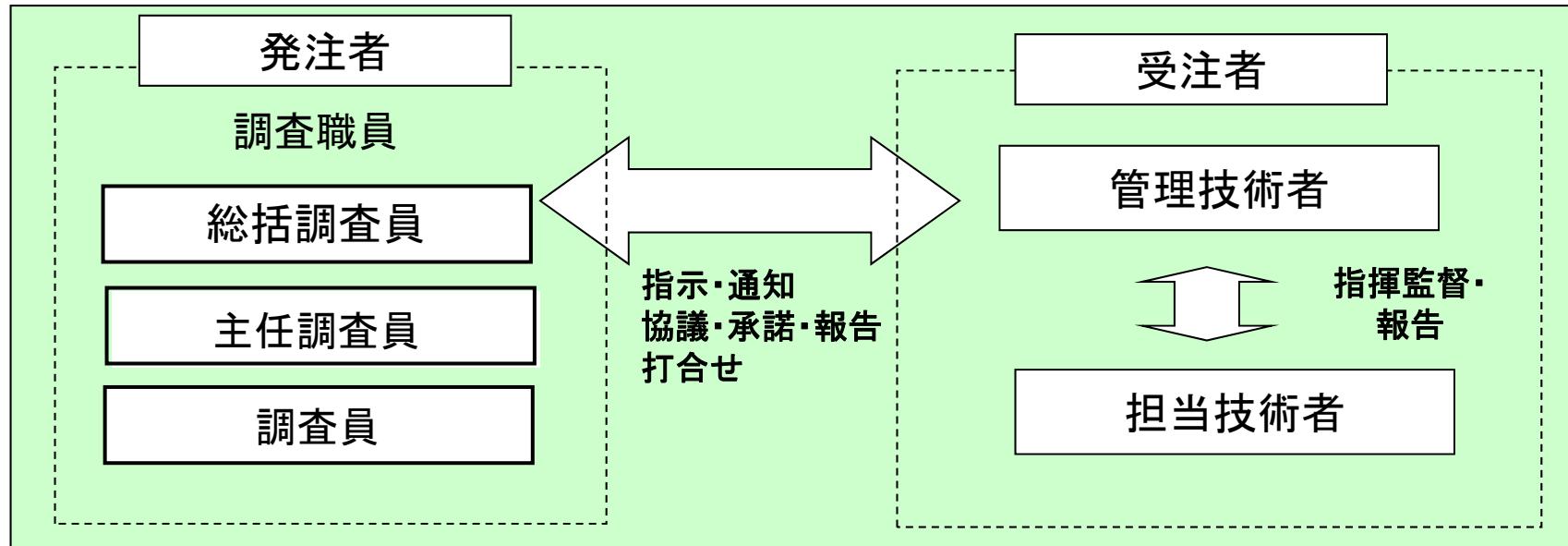


【通行許可書との照合】

2) 適正化に係る各種台帳、台帳附図等の整備

道路法に基づく道路台帳及びその他道路管理上必要な図面類の点検、修正等を行い、その結果を報告する。

連絡系統



業務の遂行にあたっては、指示及び承諾行為等は受注者の管理技術者に対して行うため、業務を実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

管理技術者は、上記各条項において、担当技術者から報告を受けた場合は、遅滞なく調査職員に報告する。